

貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費補助金交付要綱  
(大分県のトラック事業者に対する助成事業)

公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という）が2024年問題に直面する県内貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の経営環境等を改善し、人材の確保等により安定した物流環境を維持すると共に輸送の安定供給を目的に、事業者に対し大分県が行う貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費を活用し補助するものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 県内に本店もしくは営業所を有する中小事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）であること。尚、被牽引車、軽自動車及び霊柩車は補助対象外とする。
- (2) 補助金の交付申請日において現に営業していること。

(補助対象者、補助対象金額、対象車両、補助要件)

第3条 別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第4条 補助金の交付を請求しようとするときは、貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、令和7年10月31日までに県ト協会長に提出しなければならない。

- (1) 貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 運送事業の許可書又は営業所の認可書の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 誓約書（第2号様式）
- (4) 誓約書（第3号様式）
- (5) 荷主との交渉記録（別表1の内容を満たす件数のもの）（参考様式1）

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (4) この補助事業により、取得し、又は効用を増加した施設等については、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 申請の取り下げのできる期間は、協会長が申請を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 県ト協は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の支払い)

第8条 県ト協は原則、申請を受理した月の翌々月末までに、申請事業者の指定する金融機関口座に助成金を支払うものとする。

(決定の取消し・補助金の返還)

第9条 県ト協は、申請された内容に虚偽があったときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。尚、取り消された補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

1 補助事業者	<p>大分県内に本店や事業所を有する中小運送事業者（大分県トラック協会非会員含む）但し、軽自動車及び霊柩車を除く） 又、資本金3億円超、かつ、従業員300人超の事業者は対象外とする。</p>
2 補助対象金額	<p>補助金</p> <p>① 自動車検査証記載の「車両総重量」が11トン以上の車両 1台あたり45,000円</p> <p>② 自動車検査証記載の「車両総重量」が11トン未満の車両（貨物軽自動車を除く。） 1台あたり22,500円</p> <p>③ 上限規制 1事業者あたり2,250,000円</p>
3 対象車両	<p>事業者が使用する車両のうち、次の要件のいずれにも該当する車両</p> <p>（1）申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両（ただし被牽引車、軽自動車及び霊柩自動車を除く）。</p> <p>（2）県内営業所に配置された、大分の緑ナンバーに限る。</p> <p>（3）申請時に大分運輸支局に届出している台数を基準とする。</p>
4 補助要件	<p>（1）国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会が示す原価計算の考え方に基づき算出した額を提示し書面で荷主と運賃交渉したことが確認できる交渉記録</p> <p>ア 所有台数1～50台の事業者・・・3通以上</p> <p>イ 所有台数51台以上の事業者・・・5通以上</p> <p>ただし、荷主の数がアの事業者は3社、イの事業者は5社以下の場合は、理由書を添付すること。</p>
5 補助申請に係る提出書類	<p>（1）貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業費補助金交申請書兼請求書（第1号様式）</p> <p>（2）運送事業の許可証又は営業所の認可書の写し</p> <p>（3）車検証の写し（有効期間が申請日以降となっているもの）</p> <p>（4）誓約書（第2号様式）</p> <p>（5）誓約書（第3号様式）</p> <p>（6）荷主との交渉記録（R6. 4. 1～申請日までの交渉）（参考様式）</p> <p>（7）振込先の分かる通帳のコピー（表面）</p> <p>事後に提出することが可能な書類</p> <p>（1）荷主との交渉記録（申請日～R7. 9. 30までの交渉）</p> <p>※上記書類を令和7年10月31日までに提出（期日厳守）</p>